

令和2年10月27日

電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第28条第2項の規定による指定旧供給地点の指定解除について

九州経済産業局から、別紙1の事業者及び供給地点についての、電気事業法等の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）附則第28条第2項の規定による指定旧供給地点の指定解除に関する、改正法附則第36条の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第22条第1項及び第28条第1項の経済産業大臣の指定に係る処分基準等」における当該指定解除に係る処分基準に照らし、当委員会として検討を行った結果、指定を解除すべきと考えられるため、別紙2のとおり九州経済産業局長に意見を回答いたしました。

(別紙1)

指定の解除事業者数 7事業者 指定旧供給地点群数 22地点群

事業者名 (法人番号)	指定旧供給地点群名
西部ガスエネルギー株式会社 (法人番号 3290001038297)	1. 自由ヶ丘団地 2. みずき青葉台団地 3. トーメン五条東ヶ丘団地 4. サニータウン 5. 福間若木台団地 6. 花鶴ヶ丘団地 7. 土井団地 8. 奈多松原台 9. 深江ステーションタウンやよい野 10. クリエイト宗像
吉村アクティブ産業株式会社 (法人番号 3290001017301)	1. 第23八重洲苑 2. 三郎丸団地
久留米ガス株式会社 (法人番号 7290001051593)	1. 大橋団地 2. 善導寺団地 3. 本山団地 4. 福岡県公営住宅宮ノ陣団地 5. 大善寺団地
佐賀県東部ガス株式会社 (法人番号 3300001006178)	1. 古賀団地
江藤産業株式会社 (法人番号 8320001000629)	1. 久保山住宅地
株式会社 Misumi (法人番号 4340001004160)	1. 日当平団地 2. 花野団地
西日本液化ガス株式会社 (法人番号 9250001006112)	1. 全九羽根木団地

(別紙2)

経 済 産 業 省

官 印 省 略
20200915九州第16号
令和2年10月27日

九州経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

指定旧供給地点の指定解除について (回答)

令和2年9月15日付け20200910九州第9号により、貴職から当委員会に意見を求められた電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第47号)附則第28条第2項の規定による指定旧供給地点の指定解除については、指定を解除することに異存はありません。